



# 宮 崎 県 公 報

令和元年11月7日(木曜日) 第54号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則……………(福祉保健課) 1

### 告 示

○指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障がい福祉課) 1

頁

○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 2  
○道路の供用の開始……………(道路保全課) 2  
○土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2  
○土砂災害特別警戒区域の指定……………( " ) 3

### 公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(4件)……………(商工政策課) 3  
○地図及び簿冊の認証(4件)……………(農村計画課) 4

## 規 則

宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第20号

#### 宮崎県民生委員の定数に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県民生委員の定数に関する規則(平成27年宮崎県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
宮崎県民生委員の定数を定める条例(平成27年宮崎県条例第10号)第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。		宮崎県民生委員の定数を定める条例(平成27年宮崎県条例第10号)第2条の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおとする。	
市町村	定数	市町村	定数
[略]		[略]	
西都市	87人	西都市	88人
[略]		[略]	

### 附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

## 告 示

### 宮崎県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和元年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4521810095	グループホーム華	西諸県郡高原町大	特定非営利活動法	西諸県郡高原町大	令和元年11月1日	共同生活援助

		字西麓 515番地1	人グループホーム 華	字西麓 515番地1	
--	--	------------	---------------	------------	--

**宮崎県告示第 516号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷入下字ウツキ藪 169-1、169-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 517号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年11月7日から同年同月21日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
53	県道	京町小 林線	えびの市大 字向江字昭 和通 943番 1地先から 同市大字浦 字門田1447 番20地先ま で	令和元年11月9日

**宮崎県告示第 518号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域 の溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
椎葉村	矢立谷川	09-430-1-001	土石流
	平谷川	09-430-1-002	土石流
	平谷川-新 ①	09-430-1-002 -新①	土石流
	本郷谷川	09-430-1-003	土石流
	矢立谷川1	09-430-2-001	土石流
	下り谷川	09-430-2-002	土石流
	下り谷川- 新①	09-430-2-002 -新①	土石流
	下り谷川- 新②	09-430-2-002 -新②	土石流
	平谷川1	09-430-2-003	土石流
	大藪谷川	09-430-2-004	土石流
	大藪谷川- 新①	09-430-2-004 -新①	土石流
	野々首	I-1-1410	急傾斜地の崩壊
	本郷	I-1-1411	急傾斜地の崩壊
	本郷-新①	I-1-1411-新①	急傾斜地の崩壊
	本郷-新②	I-1-1411-新②	急傾斜地の崩壊
	本郷-新③	I-1-1411-新③	急傾斜地の崩壊
平	I-1-3536	急傾斜地の崩壊	
平-新①	I-1-3536-新①	急傾斜地の崩壊	
丸野	I-1-3547	急傾斜地の崩壊	
丸野-新①	I-1-3547-新①	急傾斜地の崩壊	
丸野-新②	I-1-3547-新②	急傾斜地の崩壊	
合戦原-新 ①	II-1-7349-新①	急傾斜地の崩壊	

合戦原-新②	II-1-7349-新②	急傾斜地の崩壊
合戦原-新③	II-1-7349-新③	急傾斜地の崩壊
合戦原-新④	II-1-7349-新④	急傾斜地の崩壊
合戦原-新⑤	II-1-7349-新⑤	急傾斜地の崩壊
合戦原-新⑥	II-1-7349-新⑥	急傾斜地の崩壊
合戦原-新⑦	II-1-7349-新⑦	急傾斜地の崩壊
合戦原-新⑧	II-1-7349-新⑧	急傾斜地の崩壊
合戦原-新⑨	II-1-7349-新⑨	急傾斜地の崩壊
松 尾	II-1-7350	急傾斜地の崩壊
大 藪 - 1	II-1-7355	急傾斜地の崩壊
大藪-1-新①	II-1-7355-新①	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新①	II-1-7356-新①	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新②	II-1-7356-新②	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新③	II-1-7356-新③	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新④	II-1-7356-新④	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新⑤	II-1-7356-新⑤	急傾斜地の崩壊
大藪-2-新⑥	II-1-7356-新⑥	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 519号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	矢立谷川	09-430-1-001	土 石 流
	平 谷 川	09-430-1-002	土 石 流
	平谷川-新①	09-430-1-002-新①	土 石 流
	矢立谷川1	09-430-2-001	土 石 流
	下り谷川	09-430-2-002	土 石 流
	下り谷川-新①	09-430-2-002-新①	土 石 流
	下り谷川-新②	09-430-2-002-新②	土 石 流
	平 谷 川 1	09-430-2-003	土 石 流
	大藪谷川	09-430-2-004	土 石 流
	大藪谷川-新①	09-430-2-004-新①	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ宮崎花ヶ島  
宮崎市花ヶ島町小物町2656番 外19筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和元年6月4日
- 3 意見の概要

<p>意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和元年11月7日から令和元年12月9日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和元年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 宮交シティ（宮崎ショッピングプラザ） 宮崎市大淀四丁目7番30号</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 令和元年6月13日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和元年11月7日から令和元年12月9日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和元年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス大塚中央店 宮崎市大塚町京園3114-1</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 令和元年8月19日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城</p>	<p>県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和元年11月7日から令和元年12月9日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和元年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス加納店 宮崎市清武町加納四丁目11番 外</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 令和元年8月19日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和元年11月7日から令和元年12月9日まで</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。</p> <p>令和元年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 串間市</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成25年6月1日から平成29年3月6日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 串間市大字奈留の一部</p> <p>4 認証年月日 令和元年10月29日</p> <hr/> <p>国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。</p> <p>令和元年11月7日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 地籍調査を行った者の名称 串間市</p> <p>2 地籍調査を行った期間 平成26年7月1日から平成29年3月6日</p> <p>3 地籍調査を行った地域 串間市大字南方の一部</p> <p>4 認証年月日 令和元年10月29日</p>
--	--

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
五ヶ瀬町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年6月1日から平成30年3月9日
- 3 地籍調査を行った地域  
五ヶ瀬町大字鞍岡の一部
- 4 認証年月日  
令和元年10月29日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

令和元年11月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
串間市
- 2 地籍調査を行った期間  
平成28年7月1日から平成30年3月14日
- 3 地籍調査を行った地域  
串間市大字本城の一部
- 4 認証年月日  
令和元年10月29日

--	--